

実施計画申請書等提出先一覧表

- 1 実施計画承認申請書の提出先は、次に掲げる課及び土木事務所等（以下「課等」という。）とする。ただし、当該申請書の審査について、課等以外の課室又は事務所等に関係があると認められる場合は、これらの課室又は事務所等も提出先とする。

部局名等	課名
知事直轄組織	総合政策課
くらし・環境部	建築安全推進課、自然保護課、生活環境課
文化・観光部	文化財課
経済産業部	農地利用課、森林保全課、水産資源課
交通基盤部	道路企画課、道路保全課、河川砂防管理課、河川企画課、砂防課、港湾企画課、港湾整備課、漁港整備課、土地対策課
警察本部	地域課
土木事務所等	当該マリーナ建設事業の施行区域を所管する土木事務所の管理担当課 ただし、施行区域が県管理の港湾又は漁港区域内にあって、当該港湾又は漁港の管理担当課が別にある場合には、土木事務所の管理担当課に代えて当該港湾又は漁港の管理担当課

- 2 ただし、次の表の右欄に掲げる事業については、事業者より左欄に掲げる課へ、申請書等の提出が不要であることを事前に確認している場合は、提出は必要ないものとする。

課名	申請書等の提出を必要としない事業
文化財課	施行区域内に文化財を含まない事業（注）
農地利用課	施行区域内に農地（現況農地を含む。）が存在しない事業
港湾企画課	施行区域内に港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域又は漁港区域を含まない事業。なお、施行区域が漁港区域内にかからない場合であっても、上下架施設として漁港区域内を利用する場合は審査を行う。
港湾整備課	施行区域内に港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域を含まない事業
漁港整備課	施行区域内に漁港区域を含まない事業。なお、施行区域が漁港区域内にかからない場合であっても、上下架施設として漁港区域内を利用する場合は審査を行う。
地域課	水上交通の安全に関連のない事業

（注） 県指定文化財である浜名湖北部（名勝指定地内）での事業は、申請書等を提出すること。

- 3 次の表の右欄に掲げる事業については、左欄に掲げる課への申請書等の提出を必要とする。

課名	申請書等の提出を必要とする事業
公共用地課	施行区域内に国土交通大臣所管の国有財産である法定外公共物が存在する事業